

8-2 概算経費率

Q 8-2

概算経費率について教えてください。

A 8-2

概算経費率とは、実際の経費がどれだけであっても社会保険診療に対して一定の経費がかかっているとみなして所得を計算できるものです。

社会保険診療が年間 5,000 万円以下であれば、概算経費率を使って次の 4 段階に区分して所得を計算し申告することができます。

これは個人診療所でも医療法人でも同じ扱いです。

しかし、一会計期間の診療が終わらないと社会保険診療の額が算定できず、5,000 万円を超えるとこの概算経費率は使えない為、実額計算は必要であり、そのうえで実額計算による所得と概算経費率による所得に比較が重要になります。

また、自由診療収入がある場合には、社会保険診療報酬と自由診療収入のそれぞれに係る経費と共通して係る経費に分けて、さらに共通経費を按分して所得計算を行います。

概算経費率表

社会保険診療報酬	概算経費率の速算表
2,500 万円以下	×72%
2,500 万円を超え 3,000 万円以下	×70%+50 万円
3,000 万円を超え 4,000 万円以下	×62%+290 万円
4,000 万円を超え 5,000 万円以下	×57%+490 万円